

『十念極樂易往集』と藤原兼實の信仰に關する疑問

大 屋 徳 城

九條兼實の日記たる「玉葉」には其の信仰に關する多くの記事が見える。而して公は法然上人の歸依者として、一向專修の行者として聞えてゐるが果して左様に確定的に觀らる可きものであらうか凡そ貴族の信仰といふものは、内容が複雑で、包容的なものが多い。之れは一には其の地位の然らしむるところで、其の時代の高僧名僧が常に其の門に出入する事からして、包容的であり、朝に念佛を唱へ、夕に祈禱を修するといふ有様である。

兼實の日記を通覽してみても、亦同一の事象に接する。兼實は攝關の高位にあり、尊卑分脈に依れば、其の同胞には惠信、信圓（共に法務大僧正興福寺別當）慈圓（天台座主）覺忠（同、三井長吏）最

忠（山、法印權大僧都）尊忠（山、權僧正の如き南都北嶺の位地高き僧侶があり、其の子の中には、良圓（大僧正興福寺別當）良尋（法性寺座主）良海（醍醐僧都）良快（法務天台座主）良惠（東大寺別當）の如きがあり、其の家庭に出入する僧侶の中には右の如き貴僧高僧を始めとして、多くの驗者祈禱者の種類に至るまで、あらゆる階級の僧侶があつたやうである。尤も今残つてゐる『玉葉』は彼れの全生涯の日記ではないから、斷言する譯にはいかぬけれど、『玉葉』だけで見ると、斯る多くの僧の中で、常に出入してゐる中に佛嚴聖人といふのが時に親しく記されてゐる一人である。果して然らば佛嚴とは如何なる人であるかといふに、其の經

歴の詳かなことは分らない（皇國名醫傳に傳あれど詳かならず）併し餘程親しく出入して居たことは『玉葉』に依つても察せられる。『玉葉』には幾十箇處となく佛嚴の記事がみえるが、多くは祈禱又は法文閑談の爲めである。今其の記事に依りて察するに、佛嚴は眞言宗の人に相違ないと思はれる節がある。

承安三年三月卅日に佛嚴來りて、耆闍窟山の事并に都遮兩音の事を談じ、同四年の三月三日に來訪して、眞言宗の事并に諸宗五性各別等の事を談じ、治承元年九月九日には、五蘊皆空の旨を述べ、同三年九月十五日には、弘法大師筆の哩字二體を供養し、同四年四月七日には大師影前にて自筆の心經を供養し、又心經秘鍵を授け、同五年二月廿五日には、請ひに依りて、大金剛輪眞言を授け、同閏二月五日（平清盛の死した日）には、厄難を拂はんが爲に、一字金輪、不動明王、愛染明王、孔

雀明王、毘沙門天を一鋪に圖した畫像の供養をし、建久三年の正月廿四日には、吉祥天の印眞言を受けて居る。斯様な記事を綜合して考へると、印や眞言の傳授、密部諸像の開眼など修して居るところから觀て密教の僧であることは明かである。而して弘法大師筆の哩字の供養などから考へると、東密の人と思はれる。

佛嚴は其の住寺を持つて居たと見えて、『玉葉』の安元二年八月九日の條に、兼實が亡父の筆に成る塔の額を佛嚴の許に送らせた記事がある。

九日辛巳雨下、佛嚴房堂中塔額金光明寺送聖人許、有感

悅之報、佛堂額故殿令書給也、塔供養來十三日云々

安元三年四月十二日の條には、醫術の心得があつた事が記されてある。

十二日辛巳朝間小雨、佛嚴聖人來、余隔障謁之、談法

文事、又問風病之療治、此聖人能得醫術之人也。

又六月十七日の條に、所勞を問ふた記事があり、

壽永二年正月廿九日の條に診察の記事がある。

廿九日未天晴、佛嚴聖人來、令見大將、於今者更不
可有別事之由示、爲悅々々、偏佛神之加護也。

依りて考ふるに、官僧でなく民間の驗者のやうなもので、醫術の心得のあつた人であらう。更に兼實と佛嚴の親交を考へると、承安元年四月十二日には來りて法文を談じ、佛舍利の眞僞を鑑定して居る。而して兼實は「件人能見知之故也」と賞めて居る。空諦が舍利を偽造した時にも、佛嚴に鑑定させた記事が建久二年八月三日の條に見えてをる

(上略)今且召佛嚴上人令見空諦所進佛舍利、申眞舍利歟之由、然而依不審召砥令磨之、舍利漸減、爰知僞物歟、又令見抄出秘經等、大略詐僞物歟云々、僞作經論先蹤有之云々、就中三卷大日經末間名字、所載之事等醍醐寺邊知法稱雄之人々所持之抄物也、更無不審、一事詐僞事歟云々、實勿論事歟、空諦之罪業當無間之中劫歟、可悲々々、但猶可尋眞僞事歟、

之は俊乘房重源の徒空諦が舍利出現と稱して朝廷を欺かうとした時で、兼實が佛嚴に其の眞僞を鑑定させた事は、如何に佛嚴を信用してゐたかの標準に爲るものである。空諦の詐僞が暴露したことは當時佛敎界の大なる出來事であつた。

來訪して法文を談じたり、兼實や家族に授戒した記事は澤山あるが、二三を舉げると、承安三年九月九日に女房受戒の事が見え、安元二年八月二十六日に兼實授戒の後に、三合厄などの事を語り、治承元年九月廿一日には、病者頼輔の爲に、佛嚴を請うて出家の作法を爲さしめ、聖觀音畫像を供養してゐる。同三年九月八日には、恒例念佛を始め、佛嚴に受戒し、四年の九月八日も亦同様で恒例念佛の導師には屢招いてをる。同五年三月廿九日には、夢想の祈の事を談合し、壽永元年六月十四日には、愛染王念誦結願の日たるに依つて兼實並に女子共に受戒し、建久五年閏八月二日九條堂

に於いて受戒して居る。

さて、佛嚴に關し更に重要な記事は、彼れが法皇の詔に依りて『十念極樂易往集』六卷を撰述したことである。而して夫れを兼實に示した記事が安元二年の十一月三十日の條に見えてをる。

（上略）佛嚴房來、令見抄出之法文其名十念極樂易往集六卷也珍重書也、但清書也、問書様有誤等、余示其中、聖人甘心誓

言談歸了。

治承元年の十月二日に、兼實が終日『易往集』を見た記事がある。

二日戊辰天晴、今日終日見佛嚴聖人所書之十念極樂易往集、廣才之書也、件書總六卷、依法皇詔旨所撰集云々

之でみると、『十念極樂易往集』といふ著述は、鎌倉初期の淨土教の産物としては看過す可からざるものと思はれる。而して法然上人の『選擇集』が兼實の希望に依りて撰述せられたといふ説に對して

佛嚴が兼實の親近した僧侶であつただけ、其の内容には注目せらる可きものであらねばならぬ。然るに其の書は今日迄久しく隠れて世に出なかつた。漸く近年東寺觀智院の調査に依り、金剛藏から其の第六卷と思はるゝものを發見した。之れに依りて、鎌倉初期の淨土教に幾分の光明を見ることが出来るのは、非常な仕合せである。

今此書を考證するに先ち、兼實の門に出入した僧侶の二三に就て、一應の攻察を遂げ、而して斯る多くの人々の中でも、最も久しく出人して、尤も懇意であつたのは、佛嚴であつたといふ實證を擧げ、然る後、『十念極樂易往集』に現れた佛嚴の思想を考へてみよう。

『玉葉』を仔細に查べたなら、種々の人々が擧げられようが、今大體の上から觀察して、兼實に接近した僧侶を觀察してみるならば、佛嚴、實嚴、普詮、湛敬、源空等を擧げる事が出來よう。治承

五年の閏二月二日の條に、實嚴、智詮、信助、佛嚴等に同心合力祈念す可き旨を仰含められた記事がある。又同八日には、不動壽像、尊勝陀羅尼の供養を智詮を導師として行ふてをる、同五月の十五日にも智詮を請じて北斗を念誦せしめてをる。

同九月の廿一日には、實嚴と佛嚴に各祈禱を申付けてをる。養和二年の五月廿四日には實嚴に略行法を受け、同二年八月廿一日には大原本成房湛毀が來て數刻法文を談じてをる。元曆二年九月八日には同人を請うて受戒して居る。夫れから本成房が度々來訪してゐるが、文治二年三月二日には教寇談じて歸つたが、「實無心之聖人も可貴々々」と書いてある。同四月廿五日には、家族一同受戒し、「信心發起不覺之淚數行」であつた。同八月廿八日に又家族が受戒し、同三年三月二日の來訪には、數刻法文の事や後世の勝因等を談じたが、「末代難有之上人も可貴々々」と隨喜の涙を浮べてを

る。而して、同四年二月十九日子息内大臣良通の終焉には本成房を招き、其他急使を以て、智詮、佛嚴を招きてをる。然れば、湛毀、智詮、佛嚴等は最も歸依された人々の中に數ふ可きは拒む可からざる事實であらう。

翻て法然房源空の事を考へてみよう。源空に就ては、文治五年八月一日の條に、「今日請法然房之聖人、談法文語及往生業、」同八日に、「法然聖人來、授戒、其後始念佛、」建久元年七月廿三日の條に、「廿三日乙亥午刻、先請法然房源空上人受戒、次始恒例念佛（下略）同二年七月廿八日の條に、「廿八日甲戌天晴、早且向九條堂、爲受戒也、請源空上人受之、」同八月廿一日の條に、「廿一日丁酉懺法三時了之後、請法然房源空上人受戒了、入夜讀懺法、即余始念佛、女房始讀誦也、其法如法經行儀也、又女房一人爲同行師房同三年八月八日の條に、「八日、早且洗髮、午刻請源空上人受戒、即始念佛、」と見えて居

る。兼實は一生の間毎年七日を期して念佛を修する願があり、恒例念佛の導師として請じたのである。佛嚴も亦此の導師と爲りてをる事は前述の通りである。九條堂は其の持佛堂であらう。次に邪氣又は病惱を攘ふ爲に、兼實及び其の家族受戒の記事がある。建久二年九月廿九日の條に、中宮任子御惱に依りて源空に受戒さる。任子は兼實の女である。

(上略)此日請法然房上人源空、中宮有御受戒事、先例如此上人強不參貴所之由有傾遣云々、是不知案内也、受戒者是事不聊爾、以傳受人可爲師、而近代名僧等一切不知戒律事、禪仁忠尋等之時までは名僧等皆好授戒自其以後都無此事、近代上人皆學此道、又有効驗、仍不願傍難所請用也(下略)

建久八年三月廿日には、兼實が病に依りて受戒し正治二年九月十日には女房の病に依りて一度ならず受戒して居る。

余今日加灸點、一所一卅灸始了、醫師時成也、今日請

法然房受戒、

卅日癸未女房今日殊大事發、仍請法然房令授戒、有其驗、尤可貴々々又渡邪氣之後聊落居、成回祈之、

一日甲申及晚女房温氣散爲悅、今日猶受戒、自今日

修不動法伴僧六口、法印良尋修之

二日酉乙今日又更發、太以重惱、今日猶受戒、

右に依りて考ふるに、兼實の源空に對する態度は佛嚴や湛數に對する態度と何等の差異をも認められない。恒例念佛會の導師としては、佛嚴も請用されてをる。受戒特に病惱邪氣を治する方便としての受戒の戒師としても、佛嚴も本成房湛數も法然房源空も一列に請用されてゐるが、其の理由は兼實の自記するが如く、「有效驗」が爲めであり、「有其驗」が爲めであり、平癒せねば幾度も受戒してゐる。而して他の祈禱と併せ行ふて何等の矛盾をも感じて居らぬ。どこにも、雜行雜修を嫌ふ專修念佛の行者らしいところは無い。

さて佛殿の往生思想の問題であるが、金剛藏の『十念極樂易往集』は卷第六だけの零本で、粘葉裝を爲し、左の奥書がある

建仁三年中春五日 彼岸之書之并交
初日 點了

若披見此文 必生密嚴國

文永七年六月十六日書寫了

右筆沙門良慶

次に延享三年丙寅五月七日賢賀の修補の記がある
料紙や書風墨色などから考へてみると、文永七年良慶の書寫したものであらう。良慶は如何なる人か未だ考ふるを得ない。

内容は九門に分別して述べてある。卷首には書名がありて、其下に「奉宣安里也賀利多」と書し、次に、「四一期大要臨終門多依密藏就師可愛」とある。即ち『十念極樂易往集』の第六卷で、此の集の第四章とか、第四節とかに當る一文が此の零本であるらしく、一期大要臨終門の上にある四といふ

字は夫れを示したものであらう。最初に總叙の文がありて、次に九門の目次を列ねてある。即ち左の通りである。

夫以一期大要在最後用心、九品往生任臨終正念、求成佛者當習此心、出離生死只此刹那集密藏要義爲九種用心、拂極惡之惡業、望九品之蓮臺、若依最臨終軌儀、破戒僧尼必得往生、造惡男女定生極樂、何況善男善女、是則眞言秘觀之所致、深信勿狐疑矣

- | | |
|-----------|------------|
| 一 可惜身命用心門 | 療病常安穩欲積往生業 |
| 二 不惜身命用心門 | 命期既付近捨身更精進 |
| 三 移本住所用心門 | 出三界火宅入九品淨刹 |
| 四 奉請本尊用心門 | 在於諸佛前願請轉法輪 |
| 五 懺悔業障用心門 | 罪業之雲厚懺悔之風任 |
| 六 發菩提心用心門 | 本覺本有吾發心即成佛 |
| 七 觀念極樂用心門 | 極樂實無外我往常樂內 |
| 八 決定往生用心門 | 來迎佛何出最後念中來 |
| 九 歿後追修用心門 | 若現冥路相早放追善光 |

とありて、次に各部門に就て述べてある。首に「多依密藏」とあるが如く、眞言宗に立つるところの

密嚴國土に往生せんが爲に、有縁の佛を念ずる念佛で、目次の下の註釋風の文句にも、其の意味が顯はれてゐる。例へば六の發菩提心用心門の下に本覺本より吾に有す、發心せば即ち成佛せんごあり、又七の觀念極樂用心門の下にも、「極樂は實に外に無し、我往常樂の内なり」とあり、八の決定往生用心門の下にも、來迎の佛はいづくより出る最後念の中より來たまふといふが如き、何れも唯心的で、唱名の念佛でなく、觀念の念佛を勧めてゐることは明かである。

本文に入ると、第二の不惜身命用心門に、「若し命期を知らば一向に菩提の行を修す可し」とあり生者必滅の理を説いて、左の偈で結んである。

一切有爲法 如夢幻泡影 如露亦如電 應作如是觀

第三の移本住處用心門には、命終近きに在るを知らば、本住室を起て無常房に移り、親屬を離れて三五の知識を具せよとある。第四の奉請本尊用心

門には探玄記を引いて、印度の命終の作法を述べ來迎佛の事を説き、幡若は五色絲兼日に辨へて、糸を長さ一丈二尺に經て合て九尺を得よ、作法別に在り、已灌頂の人の所作なりとある。之れも密教の作法であらう。五の懺悔業障用心門は最も密教の色彩が多い。左に引用しよう。

範師意云、惡業是大菩提之障也、久所起造必可懺悔、々々方多、隨宜取要、或捨衣物類令誦神咒等、所謂結法輪召罪摧罪佛眼金輪寶篋尊勝光明彌陀滅罪淨三業等眞言永懺經五十三佛名懺法等也、病者當念彼眞言懺贖字之義滅罪之說深信勿疑、或依密教但思實相、當想或業從業緣生、緣生故有始有本、此能生緣亦從緣生、展轉從緣、誰爲其本如是觀察時、則知本不生際是惡業之本惡業既歸本、不生際、惡業即是本不生際、本不生際者即法界、即是中道、即是實相、不實不妄無有定相、是故惡業實相之中、無有憂惱可毀定相、若爾豈有障道用乎、勿堅執妄有猶攝眞空（下略）

第六の發菩提心用心門には、菩提心論を引く、行願の菩提心之れに利益と安樂の二種あり勝義の

菩提心を説き、勝義の菩提心の條には、論の一切法無自性の文を引き、九住心各無自性なる所以を説くに「大師云」として、弘法大師の言を引用し、一切衆生は本有の薩埵なり。煩惱の故に縛せらる須らく心中に日月輪を觀す可しとて、十種の心月觀（圓滿、潔白、清淨、清涼、明照、獨尊、中道速疾、巡轉、普觀の十觀）と阿字の十義（平等、無別、無生死、本不生、無始、無住、無量、無我無爲、無闇の十義）を述べ、終に阿字心月の同異と觀法を説いてある。其の一節に

三毒十惡變爲曼荼羅功德、四重五逆轉歸瑜伽密行、一百六十妄執不假斷道自絕、八萬四千煩惱弗待對治忽消
三祇長劫縮之半念、六度廣行攝之一觀、煩惱生死睡暗
今永斷、菩提涅槃覺月斯治影、淺觀小行人、不捨此身轉
得極樂之上品上生、深修大動類、不改彼心變成密嚴之大
明大日、易修易證之道既無超斯行、難值難向之法豈有
過此門、

ごある。全く密教の往生觀である。されば第七の

觀念極樂用心門には、顯教の極樂は西方過十萬億の佛土、佛は彌陀寶藏比丘の證果であるが、密教に云ふ十方の極樂は皆一佛の土、一切如來は皆一佛の身である。娑婆即極樂、大日を離れて豈彌陀あらんや、密嚴を離れて豈西方淨土あらんやとて密教一流の即身成佛を説いてある。

密嚴淨土大日空位、極樂世界彌陀心地、彌陀者大日之智用、大日者彌陀理體、密嚴者極樂之惣體、極樂者密嚴別德、最上妙樂密嚴集之、極樂之稱彌陀起是、然極樂何處、遍於十方、觀念禪房豈有異處哉、如此觀時、不起娑婆忽生極樂、我身入彌陀、不替彌陀即成大日、吾心出大日、是即身成佛之妙觀矣。

第八の決定往生用心門には臨終の行儀を説いてあるが、或は本尊の印を結び、眞言念佛懈る勿れといひ、知識も亦細聲に念佛又は本尊の眞言を唱へよ、魔障を除かんが爲に、不動尊を念じ、慈救咒を滿せといふなど全く眞言宗の作法である。第九の没後追修用心門には、墮地獄の十五相を説き、

若し一相をも現せば、其の苦を濟はんが爲に、佛眼、金輪、正觀音、地藏等の法を修せよと説き、次に墮鬼の八相、墮畜生の五相、並に其の追修法を述べてある。以上詳述したやうに、此書は全く眞言宗の教理と作法に據るものであることは寸毫の疑ひを容れぬ。

さて此に考ふ可きは此の書が佛嚴の『十念極樂易往集』の第六であらうが。『玉葉』に佛嚴が兼實に斯書を示したのは、安元二年十一月三十日であつて、而も「但清書也」とかいてあるから、此時既に出來上つて居た筈である。而して佛嚴の寂年が分らぬから論斷に苦しむが、與書にある建仁三年三月五日に書かれたのは、他人が傳寫したと考へても、夫れから廿七年後で、『玉葉』には建久五年閏八月二日に、九條堂で兼實は佛嚴に受戒してある記事がある。(之れが恐らく最終の記事であらう) 建久五年からは建仁三年は九年目であるので

斯書の始めて寫されたのは佛嚴の在世中かも分らぬ。果して然らば書名といひ、年代といひ、斯書を佛嚴の作としても少しの不都合もない譯である。而して亦源空の在世時代であることも興味あることといはねばならぬ。

さて殘されたる問題は藤原兼實の信仰の内容である。『玉葉』で觀ると、兼實の法然上人に於けるも、佛嚴に於けるも、何等差異の認むべきものなく、何れも受戒又は祈禱の爲めである。受戒も祈禱と同様な意味で、邪氣や病氣を攘ふが爲めであることは上述の如くである。兼實の信仰は『玉葉』に多く見えてをるが、格別一向專修の行者とも見えぬ。當時貴族にありがちの信仰である。殊に非常に親密な關係を以て源空以上に接近した佛嚴の往生思想が斯くの如き密教風のものであつたと思れば、兼實の淨土信仰も選擇本願の一途に歸向して、雜行雜修を斥けたものであつたかは十分に疑

問の餘地がある。殊に文治四年二月十九日子息内大臣良通薨去の際に於ける彼れの態度の如きは益此の疑ひを深からしめるものがある。

(上略)亥刻大原上人本成房來、仍余謁之、此間内府猶

在女房前、及子亥歸我方云云、及深更上人歸了。余

又就寢了、小時内府方女房帥周章走來、告大臣殿絶入之

由、余劇速而行向見之、身冷氣絶、一塵無蕩、余誦尊

勝陀尼在傍、事已一定雖不能并救、志之所之、所々

修誦經、寶物厩馬等獻諸社、又如祭祓如雲霞修之、

又奉始佛教體、即大原上人來、依在近邊所招也、

此間女房暫退障子、外爲招入上人也、然而依事急已不能秘計、只唱神

咒在傍、先是雖召遣智諍阿闍梨、依在九條遲來、

如此間天漸曙了、終焉之體非罪業人歟、面貌端正仰

而臥之、是善人相云々、佛嚴來云、生天上歟云々

而して、特に其の淨土往生の信仰に關しての記事

も所々に散見してをるが、今其の二三の例を舉げ

ると、治承四年九月三日の條に、諸方の源氏蜂起

の事を記して次に云く。

凡去年十一月以後天下不靜、是則偏以亂刑欲鎮海内之間、夷戎之類不怖其威勢、動起暴虐之心、將來又不可鎮得事歟、依大亂得國家之主、必以仁惠服遠者也、今則刑戮猥、而仁義永廢、天下之災殊舉足可待、不必只以十念之功力、生九品之上刹、庶幾只在期南無安養教主阿彌陀如來莫誤來迎引攝誓、愚身仕朝廷而幾年、丹府雖思社稷、纏縮疲而多日、黃泉在且暮、現即憑春日之明神、當崇仰西方之教主神佛合力、現當成願而已、

十念の功力に依り上品の往生を期すといひながら現在は春日の神力を頼み、當來は西方の教主を憑み、「神佛合力して現當成願せんのみ」とある、之れが兼實の本統の信仰ではあるまいか。而して往生思想の内容に就ては、治承五年九月十五日の條に、

十五日子陰晴不定、今日早且請佛嚴聖人受戒、念佛

結類之日殊潔齋、又重可特禁戒之故也、又立大願七ヶ

條、誓願出離生死極樂之趣具在別、今日念佛四萬反、

七箇日之間、並五十二萬返也、

と見え、念佛の作法に就ては、治承四年九月八日の條に

八日^巳丁晴請佛嚴聖入自今日夕始念佛之故也、最恒例所作也、雖所勞殊重、此願不可退、仍枉所始也、凡今般之疾勝於先々、内心極弱非無其恐、入夜始所作、股膝不叶心、行步如不通、左右手健冷又快難動、仍不能用意誅、只焚香知數遍、依聖人教也、又四威儀之中行住坐皆以不可叶、仍偏以臥也、是又依疾重、聖人計之故也、（下略）

など見え、養和二年三月廿日本成房に三衣を傳受

孝明天皇の聖謨

文學士 松野 遵 崇

一
徳川氏は創業以來幕府の基礎を鞏固にして其の權威を伸張せんが爲めに所有る手段を講じ、其れ

し、法名を眞理と付する記事の如きも亦此に參照さる可きものである。人或は斯様な信仰が其後源空に歸依して、一向專修に變つたのであると論ずるかも知れぬが、法然上人に對する態度も既述の如しとすれば、俄に首肯し難い説といはねばならぬ。要するに、淨土教側に傳ふる傳説は今一應の吟味を受けねばならぬとは明白なる事實である。

（大正十二年十月二日於賀茂記之十一月十五日修正之）

が爲めには朝廷をも甚しく抑壓し奉り憚る所が無かつたのである。彼の元和元年に制定した禁中並公家衆法度の如きは天皇御日常の御行爲にまでも